様式第3号（第8条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次の理由により交付できないので、丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付できない理由

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して

３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める

訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告と

して提起することができます。